

保護者 各位

喜多方市立熊倉小学校長 佐藤 明

新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業 または 学年・学級閉鎖の基準について (お知らせ)

立春の候、保護者の皆様には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止について、ご理解とご協力を頂いておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、昨日、喜多方市教育委員会より、標記の件について新たな基準が示されましたので、下記によりお知らせいたします。

本校では、教育委員会の指示や保健所、医療機関の助言を頂きながら感染症対策に取り組んで参りますので、今後ともご理解とご協力をくださいますようお願いいたします。

記

○ 臨時休業または学年・学級閉鎖を検討する条件

- 1 児童生徒および教職員において、PCR検査の結果、1名でも陽性が判明した場合
- 2 児童生徒および教職員において、1名でも濃厚接触者と認定された場合

○ 臨時休業または学年・学級閉鎖の開始期日と終了期日

上記「1」 児童生徒および教職員において、PCR検査の結果、陽性が判明した場合

【休業・閉鎖の開始期日】

- (1) 症状があり、PCR検査を受け、陽性が判明し、症状が出た日を0日として、2日前までの間に他の児童生徒との接触があったとき
→ 感染者と最後に接触があった日の翌日から臨時休業または学年・学級閉鎖
- (2) 症状がなく、PCR検査を受け、陽性が判明し、PCR検査を受けた日を0日として、2日前までの間に他の児童生徒との接触があったとき
→ 感染者と最後に接触があった日の翌日から臨時休業または学年・学級閉鎖

【休業・閉鎖の終了期日】

- (1) 休業・閉鎖の開始期日より、7日を経過した日
(1月31日までに休業・閉鎖とした場合は10日を経過した日)
- (2) 新たな陽性者または濃厚接触者が確認された場合は、改めて検討します。
- (3) 保健所の指示があった場合は、それを優先します。

上記「2」 児童生徒および教職員において、濃厚接触者と認定された場合

【休業・閉鎖の開始期日】

- (1) 濃厚接触者と認定された日において、認定された児童生徒および教職員が登校または出勤し、不特定多数の児童生徒と接触したとき
→ 濃厚接触者と認定された日の翌日から休業・閉鎖

【休業・閉鎖の終了期日】

- (1) 休業・閉鎖の終了期日は、教育委員会、学校医および会津保健所と協議し、決定します。
(1月31日までに休業・閉鎖とした場合は10日を経過した日)
- (2) 新たな陽性者または濃厚接触者が確認された場合は、改めて検討します。
- (3) 保健所の指示があった場合はそれを優先します。

参考資料「濃厚接触者の認定について」

- ① 感染者と同居している場合に認定されます。
- ② マスクなしや正しい着用でない（不織布マスクではない、あごマスク、鼻マスク等）状態で、感染者と1m以内で15分以上接触（会話など）した場合に認定されます。